

社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員及び役員には報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員が職務のために出張したときは、別に定める社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会職員等旅費規程に基づく旅費を支給する。

(公表)

第4条 この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。